

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

報 周

號日一月一十

九・一八價格とは何か
價格統制の除外品
地代家賃統制令解説
時局と違法精神
△精動の頁
トルコを繞る英佛ソ
〔天皇ノ名ニ於テ〕
爲替基準變更さる

第一五九號
週報

昭和十四年十月十五日第三種郵便物誌行
(毎週二回水曜日發行)
日本新興社行(毎週二回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行
五錢

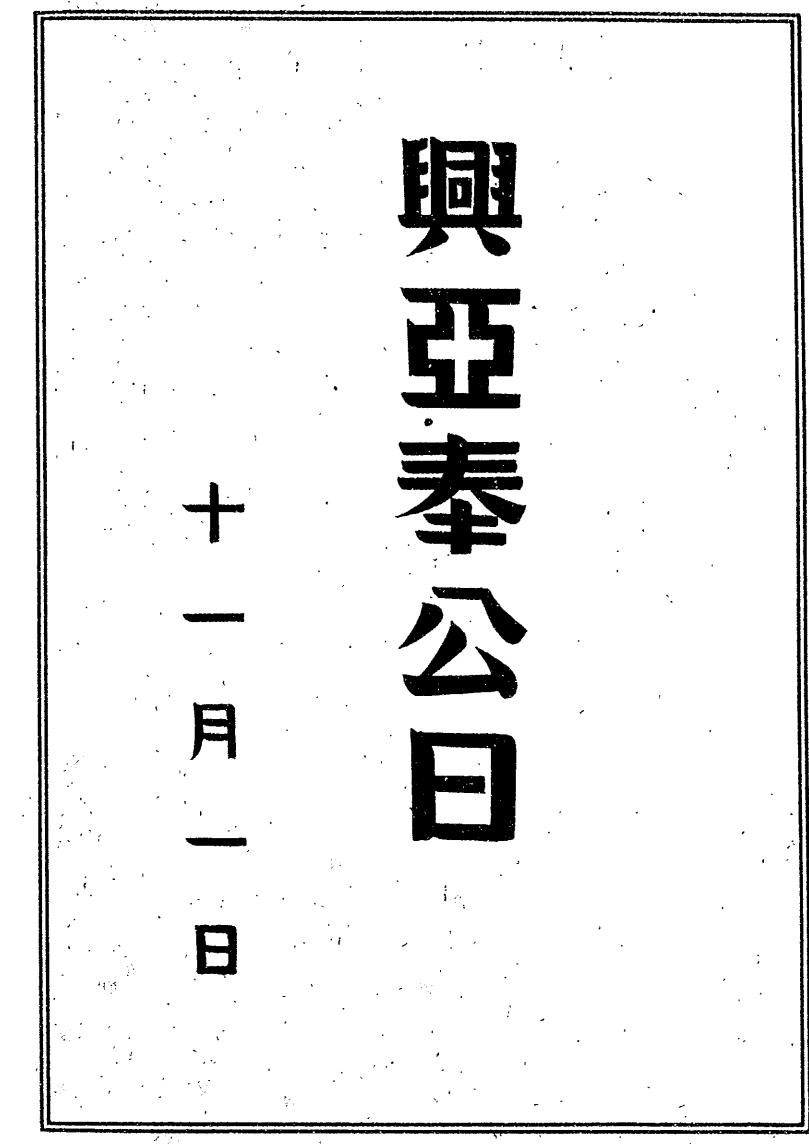
(判LA51格規定國はさ大の書本)

アシシア株式会社
Asahi Chemical Industry Co., Ltd.

露光量違いにより重複撮影

興亞奉公日

十一月一日



週報

(十一月一日)

内閣情報部編輯

時局と遵法精神 司法省

「天皇の名に於て」

九一八價格とは何か

商工省

引上停止の除外品農林省

地代・家賃制令解説

厚生省

爲民立身、忠なる大蔵省

トルコを縛る英佛ソ

外務省情報部

植物の真

吳

十月十九日(木)前號追加

十月初一日(火)

十月二十日(水)

十月二十一日(木)

十月二十四日(火)

十月二十五日(水)

十月二十六日(木)

十月二十七日(金)

十月二十八日(土)

十月二十九日(日)

十月三十日(月)

十月三十一日(火)

十一月一日(水)

十一月二日(木)

十一月三日(金)

十一月四日(土)

十一月五日(日)

十一月六日(月)

十一月七日(火)

十一月八日(水)

十一月九日(木)

十一月十日(金)

十一月十一日(土)

十一月十二日(日)

十一月十三日(月)

十一月十四日(火)

十一月十五日(水)

十一月十六日(木)

十一月十七日(金)

十一月十八日(土)

十一月十九日(日)

十一月二十日(月)

十一月廿一日(火)

十一月廿二日(水)

十一月廿三日(木)

十一月廿四日(金)

十一月廿五日(土)

十一月廿六日(日)

十一月廿七日(月)

十一月廿八日(火)

十一月廿九日(水)

十一月三十日(木)

十一月廿一日(金)

十一月廿二日(土)

十一月廿三日(日)

十一月廿四日(月)

十一月廿五日(火)

十一月廿六日(水)

十一月廿七日(木)

十一月廿八日(金)

十一月廿九日(土)

十一月廿一日(日)

十一月廿二日(月)

十一月廿三日(火)

十一月廿四日(水)

十一月廿五日(木)

十一月廿六日(金)

十一月廿七日(土)

十一月廿八日(日)

十一月廿九日(月)

十一月廿一日(火)

十一月廿二日(水)

十一月廿三日(木)

十一月廿四日(金)

十一月廿五日(土)

十一月廿六日(日)

十一月廿七日(月)

十一月廿八日(火)

十一月廿九日(水)

十一月廿一日(木)

十一月廿二日(金)

十一月廿三日(土)

十一月廿四日(日)

十一月廿五日(月)

十一月廿六日(火)

十一月廿七日(水)

十一月廿八日(木)

十一月廿九日(金)

十一月廿一日(土)

十一月廿二日(日)

十一月廿三日(月)

十一月廿四日(火)

十一月廿五日(水)

十一月廿六日(木)

十一月廿七日(金)

十一月廿八日(土)

十一月廿九日(日)

十一月廿一日(月)

十一月廿二日(火)

十一月廿三日(水)

十一月廿四日(木)

十一月廿五日(金)

十一月廿六日(土)

十一月廿七日(日)

十一月廿八日(月)

十一月廿九日(火)

十一月廿一日(水)

十一月廿二日(木)

十一月廿三日(金)

十一月廿四日(土)

十一月廿五日(日)

十一月廿六日(月)

十一月廿七日(火)

十一月廿八日(水)

十一月廿九日(木)

十一月廿一日(金)

十一月廿二日(土)

十一月廿三日(日)

十一月廿四日(月)

十一月廿五日(火)

十一月廿六日(水)

十一月廿七日(木)

十一月廿八日(金)

十一月廿九日(土)

十一月廿一日(日)

十一月廿二日(月)

十一月廿三日(火)

十一月廿四日(水)

十一月廿五日(木)

十一月廿六日(金)

十一月廿七日(土)

十一月廿八日(日)

十一月廿九日(月)

十一月廿一日(火)

十一月廿二日(水)

十一月廿三日(木)

十一月廿四日(金)

十一月廿五日(土)

十一月廿六日(日)

十一月廿七日(月)

十一月廿八日(火)

十一月廿九日(水)

十一月廿一日(木)

十一月廿二日(金)

十一月廿三日(土)

十一月廿四日(日)

十一月廿五日(月)

十一月廿六日(火)

十一月廿七日(水)

十一月廿八日(木)

十一月廿九日(金)

十一月廿一日(土)

十一月廿二日(日)

十一月廿三日(月)

十一月廿四日(火)

十一月廿五日(水)

十一月廿六日(木)

十一月廿七日(金)

十一月廿八日(土)

十一月廿九日(日)

十一月廿一日(月)

十一月廿二日(火)

十一月廿三日(水)

十一月廿四日(木)

十一月廿五日(金)

十一月廿六日(土)

十一月廿七日(日)

十一月廿八日(月)

十一月廿九日(火)

十一月廿一日(水)

十一月廿二日(木)

十一月廿三日(金)

十一月廿四日(土)

十一月廿五日(日)

十一月廿六日(月)

十一月廿七日(火)

十一月廿八日(水)

十一月廿九日(木)

十一月廿一日(金)

十一月廿二日(土)

十一月廿三日(日)

十一月廿四日(月)

十一月廿五日(火)

十一月廿六日(水)

十一月廿七日(木)

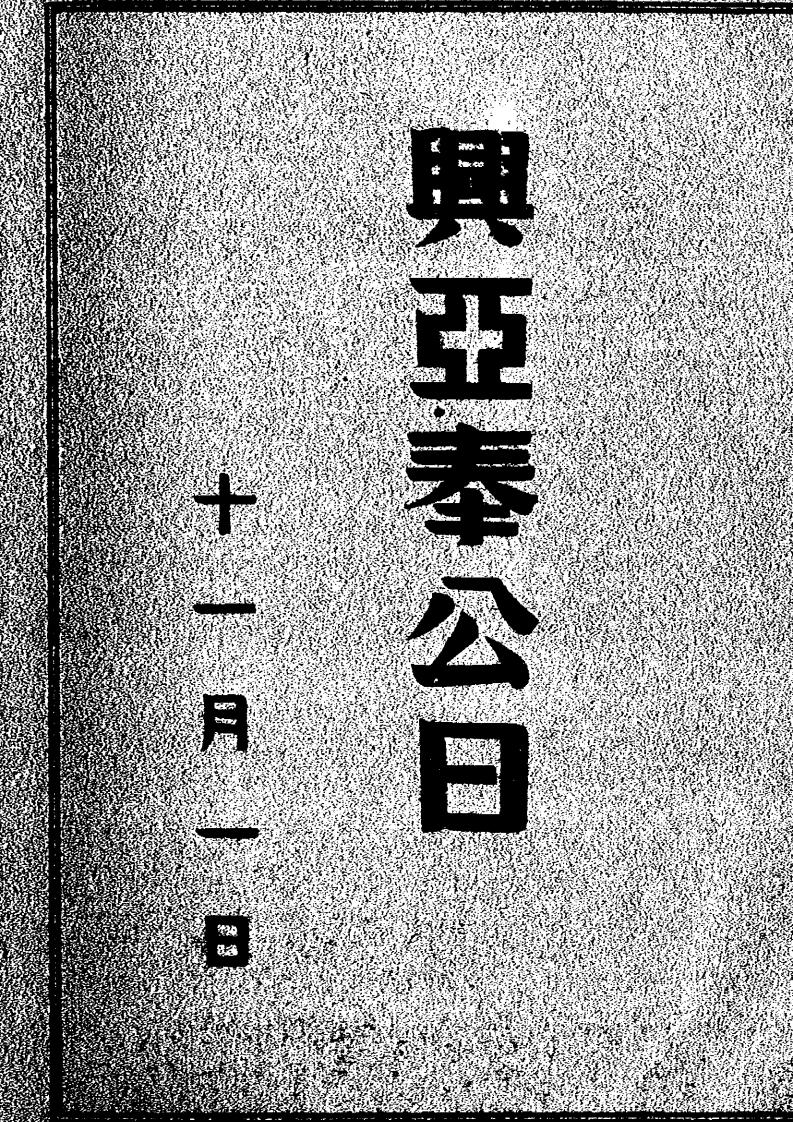
十一月廿八日(金)

<p

露光量違いにより重複撮影

日公奉玉亞興

十一月一日



週報

(十一月一日)

内閣情報部編輯

時局と憲法精神 司法省二

「天皇ノ名ニ於テ」.....八

九・一八價格とは何か

商工省二

引上停止の除外品 農林省三

地代・家賃統制令解説

厚生省三

爲替基準變更さる 大藏省毛

トルコを繞る英佛ソ

外務省情報部四

積物の貿易

十月十九日(木)前報追加

▼ヒトトランド廻廊と上部シレジ

ア独領併合宣言

▼英、佛、土相互援助

協定成立

十月二十日(金)

▼支那派遣軍總參謀長桓垣中將上海に

於て汪兆銘と會談

十月二十一日(土)

マノモンハン事件現地交渉終

績 今後國士防衛に邁進する旨

關東軍發表 ▶湖南作戰に於け

る綜合戰果、敵殺戮死體三萬八

千四百、俘虜三千七百、これに

對しが方の戦死七百三十二

明

十月二十六日(木)

名負傷二千六百名と大本營陸

軍部發表 ▶古賀第一中將第二

艦隊司令官に、豊田副武中將

艦隊司令官に、近藤信竹中將軍令

部次長に補せらる ▶日本イラン修好

條約が十八日調印された旨外務省發

より義務教育制實施を決定

十月二十三日(水)

須磨外務省情報部長、グルメ大使

時局と違法精神

司 法 省

はしがき

裁判所構成法は裁判所及び検事局の組織権限を定めた司法部の憲法ともいふべき法律で、明治二十三年十一月一日に施行された。わが國の司法制度は之によつて基礎づけられ、爾來御移威の下、官民の一一致協力に依り長

足の進歩を遂げ、國民の権利保全の上に多大の貢獻をして來たのである。

十一月一日はこの裁判所構成法實施五十年に當り、司法部ではその日を期して記念の式典を舉行し、過去の業績を回顧すると共に、時局下益々重きを加へつゝある司法部の使命に思ひをいたし、將來の躍進に備へることになつた。この機會に當り、かさねて違法精神の問題を取

上げ喋々する所以のものは、一には時局下、特にその昂揚徹底の必要を痛感したのと、二には之が昂揚徹底を圖り裁判所構成法實施五十年記念を一段と意義あらしめたからなのである。

違法精神

法は國家存立の大本であり、法の威信の徹底は國家興隆の基礎である。だが、法の威信の徹底は、官僚獨りの能くし得ることではなく、また如何に立派な法令を敷佈したとて、之が成就是期し得られるものではない。一般國民の違法に對する理解と協力を必要とすることはいふまでもない。もし國民が違法の何たるやを理解せず、法を蔑んで非違を敢へてするに至るならば、如何

に立派な法令も死文と化し、法の威信は全く地に墜ち、國家の秩序は亂れ、次に来るべきものは國家の壊滅である。與隆期の羅馬と義退期の羅馬とを比較して見ると、如何に違法精神の消長が國運の盛衰に影響を持つものであるかが明瞭に判る。

共和政及び帝政初期の羅馬は、國民の氣風剛健であり、正義の觀念に強く、法律はユースティーチア女神に人格化されて最大級の崇敬を受け、違法の精神は國民各層至る所に滲透してゐた。内に於てはユースティーチア君臨の下に秩序ある生活を營み文化は隆盛を誇り、外に於ては羅馬レギオン(軍團)の向ふ所留伏しない敵はなかつた。之に反し、帝政後期に至るや、漸く剛健の氣風地を拂ひ、支配階級は特權と豪華を誇り、被支配階級は悲惨に沈没し、其處に支配するものは、ユースティーチアに代つた愚かな人間の恣意であった。違法の觀念は泥土に委せられて頗みられず、法律學は論理の遊戯と化し、國內秩序は亂れに亂れて文化は漸次衰退の途を辿り、往々無敵を誇つたレギオンは徒らに過去の榮光を夢みるに止まり、全領

域は北方ゲルマン民族の鐵蹄下に蹂躪され、ユースティニアーメス帝の勅定した羅馬法大全も遂に國內秩序を回復し國家の壊滅を阻止し得なかつた。

それでは、違法とは何か。違法の精神とは何か。元來違法といふことは平凡過ぎるほど平凡な事柄であり、當然過ぎる程當然である爲めに、かへつて注目を引かず、それだけに又その本質は判つたやうで、案外に判つてゐない。

世の中には、法に觸れないこと、法に背かないことを以て恰も違法そのものであるかの如く誤解してゐる者も少くないやうである。無理からぬ誤解と思ふが、法に觸れないとか、法に背かないとか、ふことで、違法の全部が盡されるものでないことを理解して欲しい。違法とはそんな消極的な形式的な意味合のものではない。もつと積極的であり、もつと實質的であり、そして創造的、發展的活動なのである。日本人として我々の魂の奥底から已むに已まれず沸き出て來る叫びなのである。透徹した國體觀に立脚して天皇の大御心を體し、「まこと」を以て

天皇に歸^{かへ}し奉る「はたらき」なのである。わが國の古語は「法」を訓じて「のり」といふ。「のり」とは語であり、教であり、令である。天皇が下萬民を教へ説^{せき}し給ふことを「みことのり」といふ。法は「みことのり」の一つである。

現代の法令は、或ひは法律といひ、或ひは勅令といひ、或ひは閑令、省令といひ、その法律學的名稱にいろいろの差異はあるが、いづれも天皇の大權に源を發したもので、一として「みことのり」ならざるものはないのである。我々國民が法令を遵守するとは、「みことのり」に現はれた大御心を體し、臣として御命令に、弟子として御教示に、赤子として御説教に従ひ奉ることに外ならぬ。すべての私心を去り明き清き「まこと」を以て天皇に歸^{かへ}し奉り、以て皇運を翼賛し奉る大行に外ならぬ。上御一人の下に一絲亂れず全國民一體となつて、聖國の大精神を宇内に顯揚^{けんよう}し、天壤無窮の宏謨の實現を企圖する創造活動ともいへるのである。太平勝寶の古昔、筑紫に派遣された無名の防人等はから歌つた。

の經濟力は勝敗を分つ主たる要因である。しかもわが國は山來物的資源に恵まれてゐない。限りある物資を以て、長期戰體制を探つた軍事活動と大陸開發といふ有史以來の大事業を賄つて行かなければならない。必要物資の需給調整が當面の最も重要な國策の對象となつた所以である。計畫經濟はその必至の結論であり、事變勃發以來各種の經濟政策が實施され、經濟の統制は日一日と強化され、これに關する法令は相續いで公布を見た。

昭和十二年には臨時資金調整法、臨時肥料配給統制法、輸出入品ニ關スル臨時措置ニ關スル法律、臨時船舶管理制度が制定施行され、昭和十三年には、極めて包括的な戰時經濟統制等の爲め立法として國家總動員法が制定實施された。これ等の法令が適正妥當に運用され、所期の目的を達し得るや否は、一にかゝつて國民の違法精神の有無にあるといふも敢へて過言でない。然るに一部國民の間には、かかる事態を認識せず、私慾のため法令を蔑視して時局下國民としてふさはしからぬ行動に出る者がある

大君のみことかしこみ磯にふり海原渡る父母を置きて

今日よりは顧みなくて大君のしこの御橋と出で立つ
吾は

この純一無雜の「まこと」を指いて、何處に遵法精神の本質があらう。この誠私奉公の觀念を除いて、何處に遵法精神の眞髓があらう。これを皇道精神と云ふも、將又日本精神と云ふも、何等異なるものでない。

時局と違法精神

支那事變勃發以來既に一年有餘。今や皇國は東亜新秩序建設のため、國家總動員體制を着々と整備しつゝ、歩武堂々の大行進を開始した。前途には幾多の困難と幾多の障害が横はつてゐるだらう。今後國民經濟に對する統制は益々加はることだらう。しかし此の難局を突破することは現代に生を受けた我等の使命である。

近代戰は國家總力戰といはれる通り、單に兵力のみの争ひではなく、國民の全力を擧げての戦ひであり、就中國民

ことは、洵に憂慮すべく、違法精神の昂揚、徹底を叫ばざるを得ない所以も亦茲にある。
事變以前の自由經濟組織の下に於ては、如何なるものでも欲するまゝに生産し配給し消費することが出来た。所有權はその行使に關し制限を受けることが少く、又欲する時欲する場所で欲するがまゝの契約を締結することが出来るのを原則とした。人々は何物にも煩はされることなく思ふまゝに利益を追及し、その利慾心を十分に満足させることが出来た。かく行動しても誰もこれを非難^{ひづけ}しないだらう。

生産の統制が實施された。法令で禁止されたものは如何に生産しなくとも出來ない。法令で命令されたものは如何に嫌でも製造しなければならない。配給の統制が實施され、許可制と切符制が布がれた。行政官廳の許可を受けた場合以外は法令に指定された者以外の者に物を賣ることは出來ない。それ以外の者から物を買ふことも出来ない。

來ない。切符を持たなければ物を買ふことが出来ない。

切符なしの者に物を賣ることも出来ない。

價格の統制が實施された。法令に定められた價格以上

で物の賣買をすることは出来ない。消費規整が行はれ、

物を自由に費消することも出来なくなつた。かくて所

有權行使の自由と契約の自由とは極度に制限せられ、

經濟生活の全面に亘つて統制が斷行されたのだ。統制

に反する者は冷たき獄舎が入口を開けて待つてゐる。

社會の白眼指彈が待つてゐる。何と驚嘆すべき變化で

あらう。しかも統制の鐵手は今後益々深く延びて行

く。

支那事變はかくの如く國民經濟の上に未曾有の大變革

を招來した。我々はこの事態を正視し、よく之を認識

し、この變化に即應して、法令の要求する所に従ひ、行

動を規整して行かなければならぬ。それが個人の小さ

な利己心から見て、如何に不便であらうと、如何に不合理

と感じようとも……といふ譯は統制は皇國の大使命か

ら見て絶對に必要なことだからである。それは時代の要

求だからである。前にも言つた。皇國は東亞新秩序の建

設目ざして大行進を開始したのだ。個人の小さな利害

や感傷はこの大行進の前から姿を消さなければならな

い。

それは自由經濟の視野に在つては容易ならぬ犠牲であ

るかも知れない。然しそれは輝かしい希望への捨石に外な

らぬのだ。天皇を中心として一絲亂れる統制トに堂

堂たる隊伍を編成して八紘一宇の大理想の實現に邁進

しなければならない。之が時局下要求される違法精神の

具現に外ならぬ。

然るに國民の一部にこの割期的大行進から落伍した

者のあることは洵に遺憾に堪へない。彼等は自己一身の

利害を追及するに急で、法の威信を蔑視したこと、

顧みる餘裕を持たなかつた。法の蔑視は當然に報いら

れ、刑罰の對象となつたのである。

司法省刑事局の調査に依れば、今事變になつて經濟統

制が強化されて以來檢事局で取調を受けた者は本年八月

末現在に於て總人員二七、一七一人、件數にして二七、一

〇五件の多數に上つてゐる。昭和十三年六月二十九日総
製品の製造、加工、販賣が全面的に制限されてから、經
濟犯罪は急激に増加し、同年十月の如きは檢事局へ送致
された違反件數一、一七三件の多きに達した。だがそれ
は法令の趣旨不徹底に起因するものが多く、取締官憲も
這般の事情を斟酌し比較的寛大な態度を以てこれに臨
み一章法令の趣旨徹底に努力した。その後法令の趣旨が
徹底するにつれ、經濟犯罪の數は漸減して行つたが、本
年三月頃から倍舊の勢ひを以てその數は増加し來り、本
年八月の如きは二、一〇四〇件の多きに達し、しかも犯罪
の性質は全く面目を一新して、複雜、巧妙、惡質となり、
甚だしきは再三檢舉せられる者も少からず、又公私文書
の偽造、詐欺、贈收賄等の犯罪さへ敢へてするものを出す
に至つた。

かかる悪質化の原因としては、一方に於て、統制強化
に伴ふ物資の缺乏、需給の不調整、その他の經濟的事山
も考へられるのであるが、また他方に於て、彼等が時局
を認識せず、自由經濟組織下に養はれた營利第一の思想

を清算し切れず、やゝもすれば、取締官憲の寛大な態度
に馴れ、違法の本義を忘却して法令を蔑視したこと、
その主要な原因を成したやに親はれるのである。
經濟統制に關する法令の運用は、いふまでもなく、國
民の理解ある協力に待つ所多大なものがある。殊に今回
國家總動員法に基づき公布された價格等統制令その他の
法令の如きは、全く國民の違法の「まこと」に全幅の信賴
を置いて發動されたものであり、その適用範圍も從來そ
の比を見ない廣汎なものである。もし國民が違法の「ま
こと」を致すに於ていさゝかでも缺くる所あらば、如何
に取締官憲がその勵行に努力するとも、如何に重い刑
罰を以て違反者に麻むともそれは燒石に水であつて、法
令の所期する目的は到底達し得られるものではない。
況んや刑罰の如きは、已むを得ざるに出づる最後の手

段である。切に、國民が皇國現下の使命を自覺して、違

法の本義をわきまへ、刑罰を用ふる餘地なからしめる

やう、努力せられることを冀望して已まない次第である。



天皇ノ名ニ於テ

尾佐竹猛

—特別寄稿—

大日本帝國憲法第五十七條には「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ、裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、すべての官吏は陛下の臣僚たるに、特に司法官に限り「天皇ノ名ニ於テ」と規定せられたるは畏き極みにて、如何に司法權に重きを置かせ給ふかの大御心を拜察し奉るべく、司法官たるものは、唯々感激、以て奉公の至誠を盡して、聖旨に副ひ奉らなくてはならぬ。

といふ議論が起り、文章を練り直すこととなつたが、一方憲法が起草せらるゝこととなり裁判所構成法の根幹たる此の條文は、憲法にその地位を占むることとなつたのであるが、その最初の案では「裁判ハ専法律ニ依ル、裁判官ハ天皇ノ名代トシテ其職務ヲ行フ爲ニ不獨ノ權ヲ有ス」とあつた。然るに裁判官は天皇の代理者ではない、裁判の決定を君主の名を以て宣告するに過ぎないのであるとの議論が出て、「裁判ハ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ宣告ス」となつたが、また「司法權ハ天皇ノ名ヲ以テ裁判所法律ニ依リ之ヲ施行ス」と修正せられ、更に「司法權ハ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス」と改まつて憲法會議に提出せられ、これには

抑々君主へ裁判官ヲ任命シ裁判所ハ君主ノ名義ヲ以テ裁判ヲ宣告スルニ拘ラス君主自ラ裁判ヲ施行セス不獨ノ裁判所ヲシテ專ラ法律ニ依遼シ威權ノ外ニ之ヲ施行セシム是ヲ司法權ハ獨立トス此レ乃チ三權分

立ノ說ニ依ルニ非ヌシテ仍不易フ大則タルコトヲ失ハス云々

といふ理由が説明となつて居つたが、これに對し、委員會より現行法文通りの修正案が提出せられ、その委員の一人たる司法大臣山田顯義は「法律に依り天皇の名を以てとあるのは穩かでない」とその修正の理由を主張したのである。成程原案では、法律の方が天皇の上に在るが如く讀まれて不都合であるから、一同、この修正に賛成し、「天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ」となり、また「施行ス」が「之ヲ行フ」となつたのは、裁判所構成法の用例に従つたのである。

斯くて難き條文は出來上つたものの、司法權の運用に付いては深湛の注意を拂はなくてはならぬから山田司法大臣は「裁判長は如何に精選すればとて神では無く人間である、人間である以上は時としては間違つた裁判を下さぬとも限らぬ、其れを天皇の名に於てすとは如何にも痛心に堪へぬ」と論ぜられ

云々

司法大臣は軍人であるが、次官に箕作麟祥といふ。伯も來觀せられ、實は自分も判決書の何處に書くの

法律學者が居たので山田伯の説は最も聽くべき價値

があつた。(初稿大正政)

とは金子伯の述べらるゝところである。山田法相の札

裏は、司法官なるもの、恐れに恐れて日夜に反省す

べきである。

さてまた、右の憲法條文の第一項に基づき裁判所構成法が、憲法附屬の大法典として發布せられ、こゝに、司法權の確立を見たのであるが、この有難き條文の趣旨を恭戴すべく、判決原本の冒頭に、御紋章と「天皇ノ名ニ於テ」の文字が朱にて印刷せられ、燐として光彩を放つたのである。始め裁判所構成法草案第一條の議事のときにも、その書式に付き議論があり、書式として掲ぐる必要はないといふ説も出で、いづれ細則で規定するといふことであつたが、斯く極つたのである。昭和三年に司法部へ行幸のあらせられた際、此

の種の判決原本を天皇に供し奉つたのであるが、金子

伯も來觀せられ、實は自分も判決書の何處に書くのか知らなかつた。或ひは最後の言渡の日付の處へでも

書くのかと思つて居つたが、今始めて實物を見て承知

したといはれたのである。

間程用ひられたが、餘りに畏れ多いと、爾來用ひられなくなつたのである。しかしその有無に拘はらず、憲法の有難き文句は萬世に輝いて居るのである。司法官たるものは、眞に、民衆の信賴を博して、御名に於てする裁判たることにふさはしき内容の充實と、信念の發露を怠らせねばならぬ。假りにても、裁判に批難のある如きことあらば、至尊に對し奉り、畏れても

畏れなければならぬ。裁判所構成法實施五十年記念は、此の意味に於て層一層の戒心を、司法官に要求する記念日であらねばならぬ。

一筆者は大審院判事、法學博士一

九・一八價格とは何か

—價格等統制令の解説—

商 工 省

價格等統制令、地代賃統制令、貸金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令が十月二十日から施行され(朝鮮と臺灣、樺太、南洋群島は十一月二十七日)戦時下に必要な經濟統制は、より強化された。その全般的な問題については十月十一日號に掲載したが、これは國民生活と密接な關係を持ち且つ全國民の協力を得なくてはならない問題なので、更に本號で勅令の

内容について説明を加へ、正確な理解と認識の一助とすることとした。

價格等統制令の範囲

價格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工費と掲げてこの範囲をもつて本

價格等統制令は、國家總動員法第十九條

の規定に基づく勅令で、その第一條に「價

と書いて居ります。

價格等統制令(勅令)

價格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工費と掲げてこの範囲をもつて本

價格等統制令は、國家總動員法第十九條

の規定に基づく勅令で、その第一條に「價

と書いて居ります。

第一條 國家總動員法(昭和十一年勅令第百三十六號)公布

三年勅令第三百七十七號ニ於テ

南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含

この「價格」といふ字の意義、範圍がぼんやりして居りますが、これはその下に「運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工費」と列べてあるところから見ます

と、經濟學にいふところの價格といふもの全般を含むわけではありません。經濟學上からいへば、運送費も保管料も、保險料、賃貸料又は加工費もすべて價格でありますからう列べて書いてある以上は、いま少し制限的に解釋しなければならぬものです。また逆に物の價格と限定しない點から云へば物價に限らず、いま少し廣く解釋すべきものと思はれます。さうしてこの範圍から抜けるのはどういふものかといふと、サービス料とか手間費、或ひは廣告料といつたやうなものと考へて居ります。

「加工費」の意義は、これも勅令ならび

月十八日といふ日を押へたわけではありませんしてその外に格別の意味はありません。ではこの釘付けの結果どんなことになるかといふと、この九一八價格を超える契約し、支拂ひ又は受領することが出来ない（第二條）ことになります。

この價格を超えては、まづ第一に本令施行後は契約することが出来ない、あります。即ち履行前と雖も、契約のみでも違反行為は成立するといふことであります。第二には、本令施行前の契約に基づく支拂と雖も出来ないといふことあります。第三には、本令施行前の契約に基づく受領と雖もこれをなすことが出来ない。即ち此の契約し、支拂ひ又は受領することを得ずといふのは買主の方もいかぬ。買主の方もいかぬと、兩方を抑へる意味と、それは本令施行前の契約に基づ

くものでもいかぬ、といふ二つの意味を現はして居るわけであります。第四に、本令施行前に代金、料金等の授受をなし、しまつたものは、本令施行後と雖も目的物の引渡をなし、差支へない。この點は物品販賣價格取締規則と若干趣を異にしてゐまして、問題は金錢の授受を標準にして居るといふことであります。

大體原則はがういふ工合になつて居りますが、いま述べた第一、第三の場合については多少専門の嫌ひがあるので、いろいろの非難があるわけであります。しかし本令施行前の契約の履行も出来ないやうにするといふ趣旨は、もし本令施行前の契約に基づくものは一切從前通りで差支ないといふことに致しますと、契約そのものは當事者間で自由に選及させて脱法行為をなさしめるやうな結果になり

に閣令に何等説明的の規定がありませんので、大體民法の解釋によるよりほかにと思ひますが、民法の解釋に従へば、加工者は他人の動産に工作を加へ新品となすことで之によつて受取る代金が即ち加工費といふことになるわけです。修繕料を含むか含まないかといふことについてが他の條文にも隨所に見えますので加工費には修繕料は含まないと解釋するのが正しいと思ひます。

物價停止の效果

何故九月十八日といふ日で一般の價格等を釘付けにしたかとの理由は十月十一日號の週報にもありますやうに、この大

ム以下同ジ) 第十九條ノ規定

ニ基乎價格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又ハ加工費(以下價格等ト稱ス)ニ關シ

必要ナル命令ヲ爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外太令ノ定ムル所ニ依ル

第十二條 價格等ハ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ

契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ、價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ額左ノ各號ノニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 法人生産品ノ價格ニ付運送者ガ生

二 其ノ他ノ價格ニ付運送者ガ生

三 損害賠償又ハ加工費ニ付運送者ガ生

四 加工費目的物ノ引渡ヲ受ケタルセ

ノ

五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

二十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

三十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

四十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

五十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

六十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

七十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

八十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

九十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十一 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十二 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十三 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十四 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十五 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十六 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十七 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十八 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百二十九 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

一百三十 付運送者ガ行商通商ニ在ルモノ

ますので、やむを得ずかういふ處置をとつたわけであります。

したがつて注文生産品の價格について生産者が生産に着手したとか、或ひはその他の價格について買主との他の支拂者が目的物の引渡を受けたとか、運送貨または加工貨につき運送人または加工者が目的物の引渡を受けた、といふやうに外的にも契約の存在が明らかであるものだけは例外的に認めるにしよう、かういふところで妥協してあるわけであります。

それから保管料、損害保険料、賃貸料の支拂が滞つてゐる場合も例外になりますが、これはかうじないと受取者の正當な権利を擁護することが出来ず、かへつて不當なる支拂者に利益を與へるやうな結果になるので、除外したわけであります。

十一回で釘付けにされるのであつて、價格等の支拂者(即ち買主)例へばの價格である十圓とか九圓とかを標準として決めてはなりません。そして契約がある場合にはその契約額が九・一八價格となります。この「契約」といふは指定期日になした契約であつて、指定期日前になした契約でたまたま指定期日に履行したもの、或ひは指定期日後に履行るべき契約即ち指定期日を跨いだ契約等を指すものではありません。指定期日に契約をして即時履行されたもの、又は指定期日に契約をして代金を支拂つたもの若くは目的物の引渡しをしたもの、かういふものを標準とするのであります。

それから同じ事情の下において數種の契約額があつた場合は、その最高額によるとい

ふことになつて居ります。これは非常に注意を要する規定であります。同一人の賣價にしても、販賣條件その他の如何にあります。卸と小賣で値が違ひ、相手方の信頼の厚薄によつても差異のあるのは經濟上の原則でありまして、卸と小賣で値が違ひ、現金賣と掛賣で値が違ひ、相手方の信頼の法の精神であります。しかしながら實際問題としては、特に小賣などによくありますが、近所の人だから安く賣るとか、或ひは親戚のものだからちよつと引くとかいふことが往々にしてあります。さういふ場合は經濟上の原則に戻つて一番高い額によるといふ意味であります。

經濟上の當然あるべき差異はそのまゝ釘付けにするとといふ趣旨ですから、むや

九・一八價格はどうして決まるか?

ではこの九月十八日(指定期日)の物價とはどの値段を指すのか、どうして決るのかといふと、これは價格等の受領書についての額によつて受領賞別に定まるに亘ります。

即ち先づ第一は、價格等の受領者、即ち賣買契約を想定しますと賣主についての價格によつて定めるのであります。

甲がある品物をA・B・Cの三人にそれとも十圓、十一圓、十二圓で賣つた場合、それから乙がA・D・Eにそれとも九圓、十四圓、十一圓で賣つた場合は、甲はA・B・Cに對してはそれとも十圓、十一圓、十二圓、乙はA・D・Eに對してそれとも九圓、十四圓、

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第一項但書各號ノ一ニ該當ハルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ。第四條 行政官廳ハ、指定期日ニ於ケル額ノ前條第一項若ハ第二項又ハ第二十條ノ規定ニ依リ看做サルモノヲ除ク)ガ著シク不當ト認メラルトキハ關令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下付處ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ。第五條 前三條ノ規定ハ有價證券ノ價格及賃貸料、土地及建物ノ價格其ノ他關令ヲ以テ定期ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用セズ。

第六條 價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ本令施行後ノ處分ハ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ

みに「同じ事情の下」といふので、すべての經濟上の差異を無視して最高額にもつてゆくといふことは法の許さないところ考へます。前の例について申上げますと、甲の場合ABCが事情を異にするときはそれ／＼十圓、十一圓、十二圓で釘付けされますが、もし同じ事情の下において偶然十圓、十一圓、十二圓といふやうな開きをもつて賣つてゐたならば、それは十二圓までは賣つてもよい。逆にいへばAとかBは十圓とか十一圓といふ價格を主張することは出来ない、といふ意味であります。それから受領者別に定まるといふのは前の場合に於て甲が十二圓で決り乙が同様十一圓で決まれば同じ品物でも甲は十二圓乙は十一圓と異つた價格で決まるといふことであります。

けでありますか、定價、正札が全くノミカル（有無實）なもので常に割引して居つたとかいふやうな場合は割引、歩廻しが額をもつて賣りたるべき額とするわけです。結局定價、正札の類は「賣りたるべき額」を推測し得る材料にすぎないといふことになります。

卷之三

この統制令では、指定期日における額といふものがないものはないといふ建前をとつて居るのであります。したがつて今までに述べた方法で指定期日における額がない場合は、閣令ですべて規定するといふことになつてゐるわけであります。

かつた場合は契約を爲したるべき額とする
とになつてゐます。「個々指定期日に爲し
た契約がなかつた場合」といふのは、賣
主もゐるし賣るべき物品もあつたがた
まだ指定期日に賣買がなかつた。即ち
たくさんの商品を列べておいたがその一
部分については賣買がなかつた。或ひは
その當日ちよつと休業したために賣買が
なかつたといふやうな場合をいふのであ
つて、「契約を爲したるべき額」といふの
は賣買についていへば、顧客があれば賣
つたであらうといふ額、休業して居らな
かつたならば賣つたであらうといふ額で
あつて、これは表示價格その他によつて
決定すべきものであります。

たゞこゝに注意しなくてはならないの
は、定價、正札の類は、正當なものであ
れば勿論「賣りたるべき額」に該當するわ

號は前二號以外のすべてのもの、かういふ工合に分けまして、すべて指定期日ににおける額といふものを法律上きちんと定めて居るわけであります。三二頁下段問題・季節品については「最近の季節の市場價格又は之に準ずるものに一般物價の變動を參照したもの」を額とします。季節品とは、一年のうち或る季節だけ市場に出現して他の季節においては消滅するものであります。「最近の季節」といふのはラスト・シーズンといふ意味であつて、夏と冬出るものだつたら九月十八日に接近する最近の季節といふのは本年の夏、といふ意味であります。もし冬だけしか出ないものであれば去年の冬の値段、といふ趣旨です。季節品についてはさうものに、九月十八日までにおける一般物

モソ及他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ額ニ引上ト看做ス。第九條、何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得。

第十條、主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得。

前項ノ他ノ法令ハ、閣令ヲ以テ
之ヲ定ム。
第七條 前條ニ規定スル場合ヲ
除クノ外、行政官廳開令ノ定ム
ル所ニ依リ、價格等（有價證券
ノ價格及貨物料ヲ除ク以下同
ジ）ハ、額ヲ指定シタルトキハ
第二條乃至第四條ノ規定ニ拘
ラズ、其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約
シ、支拂ヒ又ハ受領スルコト
ヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ
依リ、價格等ノ支拂者又ハ受領
者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受
ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ指定ハ、指定實施ノ際第
ニ存スル契約ニシテ、其ノ際第
二條第一項但書各號ノ一二該
ノ他ノ契約條件ノ變更（第六
當スルモノニ對シテ、影響ヲ
及ボスコトナシ）。

価の變動を考慮して、それを加減した額をもつて定めるといふことになつて居ります。「一般物價」といふのは小賣についてでは小賣物價であり、卸については卸賣物價であることはいふまでもあります。

第二に新製品について、これは類似する物の、定期日に於ける市場價格又は之に準ずるもの、が額となります。これは大體に於けるものに付いては、定期日に於ける市場價格又は之に準ずるもの、が額となります。新製品といふものは勿論新らしく製作された物を指すわけですが昔あつて九一八前後にはなくなりました。新製品といふやうなものはもとよりいはゆる新製品と解すべきものと考へます。

は既に營業してゐる者が初めて取扱ふ物について新規に開業する者の價格とか、或ひ品についての價格の定め方であります。この第一、第二、第三によつて、指定期目ににおける額といふものは法律上きちんと定まるわけがありますが、當業者或ひはその他の者において右の價格が不安心であるといふやうな場合は、地方長官または主務大臣の指定する法人もしくは團體が申請によつてその額を指示することが出来るやうになつて居ります（閣令第三條第二項）。

そこで指示の效力でありますが、これについては、別に規定がありませんので、法律上指定期日における額になるわけではなく、一應安心を與へるといふ程度の効果しかないのであります。然し乍ら大體において、公の團體とか或ひは官

件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲ
シテ臨檢査定セシムル場合ニ
於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ
携帶セシムベシ
第十二條 本令ハ左ニ掲グル價
格等ニハ之ヲ適用セズ
一 取引所又ハ日本米穀株式會社若ハ
朝鮮米穀貿易株式會社ノ開設スル米
穀市場ニ於ケル賣買取引ノ價格
二 關稅相、滿鐵及支那以外ノ地ト本
令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引
ノ價格及兩國邊境間ニ於ケル運送ノ運
送費
三 其ノ他閣令ヲ以定ムモノノ

ひのないところでありますから、かういふものは各方面ともなるべく尊重するといふことになるとと思ひます。

九一八價格の凹凸はどうするか

商工農業者等の組合その他これに準ずるもののが閣令の第四條、第五條、第七條等の規定に基づいて指定期日の額に代る額を定めて行政官廳の認可を受けた場合は、その組合その他これに準ずるもの及びその構成員についてはその額をもつて指定期日における額と看做す(第三條第一項)といふことになつて居りますが、これは大體「一般的に引上を禁止して九月十八日の價格に釘付け致します」と、ちやうど活動實質を止めた時のやうなもので、非常に凹凸がある。或る人は非常に高いところで止つてゐる。或る

あるし、取締の方からいつても頼る不便がありますから、これは双方の便宜といふことを考へて、是非とも價格の協定をして平均化し、それを指定期日の額とする必要があります。勿論これは九月十八日の額を大體確認する考へでありますので、平均價格のところへもつてゆくべき性質のものといふ風に考へて居ります。指定期日における額の不揃ひを齊整せしめるといふ點に、この條文が働くわけであります。

この「組合又は之に準ずるもの」といふのは、商工省關係では商業組合、工業組合及び同業組合、輸入組合、輸出組合その他各種のカルテル團體、さういふやうなものを豫想して居りますが、なほ

要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヨリ
定ムルコトヲ得
第十五條 本令ノ施行ニ關スル
主務大臣ハ左ノ各號ニ定ムル
所ニ依ル
一 森林水產物、生産者及其ノ組織ス
ル法人販賣スル場合ノ森林水產物
ノ價格並ニ農林水產業用物品ノ價格
格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
二 酒造業我ノ酒製造ニ酒精及酒類製
有飲料科アル酒精及酒類有飲料ノ
價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣
及大藏大臣
三 藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テ
ハ商工大臣及厚生大臣
四 運送貿易ニ運送ニ直接關聯スル保
稅科及貨料ニ關スル事項ニ付テハ
陸上運送ニ在リテハ鐵道大臣、水上
運送及航空運送ニ在リテハ海運大臣
除乞ノ保稅科並ニ關令ヲ以テ定ム
ノ農林水產物及農林水產業用物品
ノ加工費ニ關スル事項ニ付テハ農林

要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ
定ムルコトヲ得

本統制令を適用しないものは第十二条

すから、かういふやうなものは制限する
必要がないので除いたわけであります。

第三の其他閣令を以て定めるものといふ
のは閣令の第十五條に列舉してあります。

は、取引所や米穀市場における賣買取引
についてはそれ／＼取引所法なり米穀配

給統制法なりの強力なる監督法規があり
ますので、この統制令から除いても一向
差支へありませんし、大體限られた場所
のものですから一般物價に影響すること
はまづなからうといふ考へから出たわけ
であります。

第一に關東州、滿洲及び支那以外の地域即
ち第三國と本令施行地との間における輸出入
取引の價格及び兩地域間における運送の運送
貨を除外致しましたのは、大體輸出に關
しては外貨獲得になりますし、輸入に關
しては現在は外國爲替管理法その他にお
いて必要物資の輸入に限られて居ります。

第二に關東州、滿洲及び支那以外の地域即
ち第三國と本令施行地との間における輸出入
取引の價格及び兩地域間における運送の運送
貨を除外致しましたのは、大體輸出に關
しては外貨獲得になりますし、輸入に關
しては現在は外國爲替管理法その他にお
いて必要物資の輸入に限られて居ります。

第三に關東州、滿洲及び支那以外の地域即
ち第三國と本令施行地との間における輸出入
取引の價格及び兩地域間における運送の運送
貨を除外致しましたのは、大體輸出に關
しては外貨獲得になりますし、輸入に關
しては現在は外國爲替管理法その他にお
いて必要物資の輸入に限られて居ります。

第四に關東州、滿洲及び支那以外の地域即
ち第三國と本令施行地との間における輸出入
取引の價格及び兩地域間における運送の運送
貨を除外致しましたのは、大體輸出に關
しては外貨獲得になりますし、輸入に關
しては現在は外國爲替管理法その他にお
いて必要物資の輸入に限られて居ります。

第五に關東州、滿洲及び支那以外の地域即
ち第三國と本令施行地との間における輸出入
取引の價格及び兩地域間における運送の運送
貨を除外致しましたのは、大體輸出に關
しては外貨獲得になりますし、輸入に關
しては現在は外國爲替管理法その他にお
いて必要物資の輸入に限られて居ります。

第六に關東州、滿洲及び支那以外の地域即
ち第三國と本令施行地との間における輸出入
取引の價格及び兩地域間における運送の運送
貨を除外致しましたのは、大體輸出に關
しては外貨獲得になりますし、輸入に關
しては現在は外國爲替管理法その他にお
いて必要物資の輸入に限られて居ります。

第七に關東州、滿洲及び支那以外の地域即
ち第三國と本令施行地との間における輸出入
取引の價格及び兩地域間における運送の運送
貨を除外致しましたのは、大體輸出に關
しては外貨獲得になりますし、輸入に關
しては現在は外國爲替管理法その他にお
いて必要物資の輸入に限られて居ります。

引上停止の除外品

を受けたときはそれが九月十八日の額
と見なされる規定統制令第三條)、及
び「行政官廳九月十八日の額を著るし
く不當と認めた場合はその額を引下げ
ることが出来る」規定(統制令第四條)
の三ヶ條をいふのです。

これ等三ヶ條の規定の適用を除外
する品目として勅令は有價證券の價格及び貨貸料並びに
土地建物の價格を除外し、その他若干のものの除外を
することが出来ます。

第一號で財團、營業及び無體財產權の價格及び貨貸料
したが、その他は之を閣令に委任し、閣令はその第十條
で規定してあります。(三頁下段参照)

價格等統制令第五條は「前三條ノ規定ハ有價證券ノ價
格及貨貸料、土地及建物ノ價格其ノ他閣令ヲ以て定ムル
價格等ニハ之ヲ適用セズ」と規定してゐます。
こゝにいふ前三條とは「價格等は九月十八日に於ける額を超
えて之を契約し、支拂又は受領することを得ず」といふ規定(統
制令第二條)と、「商工農業者等の組合その他のこれに準ずる者
が九月十八日に於ける額を定め行政官廳の認可

する品目として勅令は有價證券の價格及び貨貸料並びに
土地建物の價格を除外し、その他若干のものの除外を
することが出来ます。特に財團や營業等は土地や建物と包括的に評價
される場合が多く、土地建物等と同様に確定が困難だか

らです。無體財産権も、例へば特許権、實用新案権、意匠権、商標権、著作権、漁業権などのやうに、それの権利の間に全く同一性がありませんので九・一八の價格を決めるといつてもそれは不可能だからです。

第一號の書畫骨董も略同様な理由だといふことがでります。

第五號の輸出品たる綿糸及び輸出品の原料若しくは材料に用ふる綿糸を特に除外した理由は、これ等が輸出品であり輸出を振張せしめるためには國內價格をストップして置くことは外貨の獲得上不利であることが第一の理由であり、第二にはこれ等の物品は完全な配給統制が行はれて居り、發賣等の問題以外には一般國內物價との關聯性が全くないからであります。

次に第三號の鮮魚介類、生蔬菜及び生果實の價格であります。これ等の品目はすべてこれを除きました。その理由はこれ等の物品は第一に率節的の生産品であるといふ特性があり、第二に腐敗性に富んで居つて、その

ても殆んど意味を爲しません。

「林檎は一箱三圓以上の取引を禁ず」とか、或ひは「魚類は、うまからうがまづからうが、又大きからうが小さからうが、一尾五十錢以上に販賣してはならぬ」といふ風に公定するならば格別ですが、現在の状態でそこまでゆくことは行過ぎであり徒らに混亂を招來するばかりであります。

そんなわけで、これ等はストップ及びストップに關連する條項から除外したのであります。

では本令にいふ「鮮魚介類」とはどんなものかといひますと、新鮮なサバ、マグロ等の魚類及びタコ、イカ、ウニ、ナマコ、昆布、貝類等の外カツフ、サバ等の生糸筒、サンマ、イワシ等の一鹽物、イワシ、アジ等の生生物、シラウフ、チリメンザなどのやうな茹物、又は蒸物等、品質の變化を一時的に防止する目的で加熱又は薄鹽若しくは輕度の乾燥を施したものも含まるのであります。

次に本令にある「生果實、生蔬菜」とはどういふ意味かと云ひますと、柑橘類、梨、柿など特に乾燥等の加工を

結果、多少品目によつて程度の差はあります。が、鮮魚の如きは午後四時の價格に比べると午後七時の價格は殆んど二分の一にも満たないといつたやうな状況であります。たとひ時間的に差はないとしても、生産時期とさうでない時とにより又豊凶の差に依りその價格は非常に動揺する状態であります。従つて九・一八の價格を決めることは困難であり、機械的にストップしますと需給關係を混亂させます。

更に第三に個別的に特異性がありまして値段はそれぞれ皆個別的に異ります。蔬菜、果實等についてみても、例へば林檎、蜜柑、梨、バナナ、甘藷、馬鈴薯のやうなものは或る程度價格の安定性があり、比較的貯藏性にも富んでゐるといふことでオールストップの対象といふことが出来さうに見えますが、これともその價格は競市場で決まるもので、一々個別的に品目を見て始めなくて取引が行はれるわけで、その價格も毎日變動があるといふ有様ですから、九・一八の價格でストップすると云つます。

家畜と家禽との價格を除くことについては、家畜は肉根等の蔬菜で特に乾燥等の加工を施さないものをいふのあります。

なほ第四號に於て家畜の價格及び貿易料を除くことになつてゐます。又家禽及び立木竹の價格をも除かれてゐます。

として一貫勿何圓でといふ風に取引されるものだからストップの對象とすることができます。殊に雞などは全く自分で取引が行はれるのでストップの對象とすべきだ。といふ議論もあります。しかし同じ家畜でも馬などは「頭二百圓の馬もあり五百圓の馬もあり十萬圓の馬もあります。それは一般人には殆んど評價が不可能であります。しかしながら家畜でも馬などは「頭二百圓の馬なども云へます。一頭の馬が二百圓で九・一八に賣れたといつても他の馬までも二百圓で抑へることは全く實情に適しません。寧ろ價格をストップしたと云つてもストップしたことになります。

その間の事情は、牛、豚、雞のやうなものについても

同様であります。種牛にするものもあれば種豚にするものもある、「一ヶ年三百個の卵を産む雞もあれば、一ヶ年間二十個位しか産卵せぬ雞もある、それを同一の貿易価格で計算することは全く意味をなしません。但し肉となつたときはストップされますが、屠場では價格が決まるわけですが、屠場へ来る迄は、飼育する意志か、屠殺する意志かは決まらぬわけです。右のやうな事情で家畜及び家禽の價格を除いたのは貨馬、貨牛等のことを

者へたからでありまして、これ等の貨料は季節的に非常な差異があるばかりでなく、牛馬の能力に依つて又甚だ差異があり、市場的な貨料が決定し難いのであります。

次に家畜家禽の範囲は牛、馬、羊、豚、兎、雞その他、人の飼養管理する動物を總稱するのであります。必ずしも牛、馬、羊、豚に限りません。

次に立木竹の價格を除外しました第一の理由はこれ等のものが土地と一體を爲して居ることであり、それは不

動産として土地を除いた理由と全く同一であります。「この山一山」といふ場合にその山を九・一八に販賣すればそれが、その隣の山は又全く別の價格であるのが原則であります。それは只植付年月や面積や植栽本數等で價格は決まるべきではないのであります。また第二の理由は時々刻々生長してゐるといふことであります。

次に第六號として生糸と繭を除外しました。但し玉糸及び野糸、玉繭及びシルクは除外品目から更に除かれます。生糸は我が國輸出品の大宗であり國產品として事變下に於て外貨の獲得上これ程重大な意義を持つものはありません。ですから生糸の價格の昂騰を停止することとは貿易政策上甚だ困るのであります。而かも繭と生糸は不可分の關係にあり繭の價格の公定に依つて生糸の價格は直ちに逆算されます。故に繭の價格の昂騰を抑へてはならないのです。もし繭を抑へるならば外國に對する生糸の販賣價格は繭の價格から割出された生糸の價格迄引下げられるのであって生糸の價格を公定したのと同一

の結果になり、外貨の獲得上重大な障害となります。かういふ理由で之を價格統制令から除外したのであります。尤も生糸については價格停止の趣旨に即して適當な對策を講ずることになつて居りまして、生糸の價格の昂騰に依つて國內物價を混亂させるやうなことのないやうに措置しなければなりません。

以上のやうに各種の物品を本統制令のそれべの條項の適用から除外しましたが、これは決して統制令から全部除外したといふ趣旨ではありません。従つて第七條で公定價格を決めるこゝも出来れば調査等に關する命令を出すこゝも出来ます。

結局これを除外しましたのは、これ等の品目を機械的なストップの對象とするに適しないといふに過ぎないのであります。全價格を九・一八の現状に抑へるといふ趣旨には毛頭變りはないのです。たゞ寧ろ別途の方法によりて貫徹した對策を講ずることが望ましいといふに過

戦地に「週報」の贈物

前線の將兵は讀物を求めてゐます。一枚の新聞、一冊の雑誌にもむさぼりついて、世界のニュースを求めて、國內の便りを氣にしてゐます。「週報が讀みたい」と、自由な戰地からわざ／＼爲替を組んで來る兵隊さんもあります。活字の欲求、これは鏡後私たちが引き受けて「週報」や「寫眞週報」が發行される母に、戰地にある私たちの兄弟、或ひは友に送つてあげることにしようとあります。送料は一部五厘、封筒は丈夫なものを使つて下さい。

足利 十月十一日(第一五六號四十二頁)佐藤九郎、入江少佐指揮であるは「八佐佐指揮の誤り」と訂正します。又第一五六號四三頁事任興林大臣決定の如事中、農林大臣は伍賀義工大臣の義弟であるを伍賀義工大臣兼務と訂正します。

地代・家賃統制令解説

厚生省社会局

はしがき

今回の物價騰貴抑制の應急方策が實施されるに當つて地代・家賃も他の價格・運賃・賃金等と相違んで必要な統制を加へることとなり、去る十月十八日國家總動員法第十九條に基づき勅令第七百四號「地代・家賃統制令」が公布され、十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島に於ては十月二十七日)から昭和十五年十月十九日まで一年間、効力を有するものとして施行されるに至つた。その施行規則も、内地については去る十月十九日厚生省令第三十號として公布された。

一 適用の範囲

但し借地の全部で亘つて建物の存在することは必ずしも必要ではないのであって、その借地が建物所有目的として行はれたものであれば本令の適用を受ける。

この「借地・借家」にはその契約期間の長短は問題でない。又、轉貸借の場合も上述の要件を充たしたものであれば勿論本令の適用を受ける。

二 地代・家賃の最高額

これ等の借地・借家については、後に述べる事由のある場合に地方長官の許可を受けたときの外は、今後は、契約期間の満了・貸主(以下地主・家賃定著者を含む)・借主(以下地主・家賃定著者を含む)の變更如何にかゝはらず、次に述べる地代・家賃を超えて貸主は地代・家賃を定めることはできない(第三條)。又貸主はどんな主義であつても本令の適用を免れる爲め借主に對し、借地又は借家、の契約に定めない財産上の利益を求めるることは出來ない(第六條)。

各借地・借家の地代・家賃の最高額は次のやうに定まる

本令は建物所有の目的を以て質借せられ又は地上權を設定された土地(以下借地といふ)及び質借された建物又は建物の一部たる室(以下借家といふ)(第二條)の地代及び家賃の統制を目的とする(第一條)。

從つて「借家」の中には、一棟の建物の區割された一部の質借は勿論、アパート・下宿屋・ビルディング等の貸室・貸間のやうに建物の一部たる室の質借も、包含される。建物の用途・構造は何等關係はない。「借地」は建物所有の目的のものでなければならぬから、質借も、包含されることは地主権設定を含む意味とするされた農耕地、又は砂利置場・荷揚場のため質借せられた土地等は「借地」に包含されない。これらは別に公布せられた價格等統制令の適用を受けることとなるのである(同令第一條)。

のである。この最高額は過去の基準に依るものと、今後も定められる額を基準とするものとの二つに大別される。(1) 過去の基準に依るもの
これが更に、昨年八月四日を基準とするものと、然らざるものとに分けられる。
(イ) 昭和十三年八月四日に、地代又は家賃のあつた借地又は借家については、同日の地代又は家賃(第三條第一號)

昨年八月四日の地代・家賃とは同日實際に、契約上定まつてゐた地代又は家賃である。多くは年又は月を單位として定められてゐるが、月より短い期間を單位として定められたものもあり。八月四日には月五十圓の家賃を九月からは六十圓に増額する約束が當時既にできたとしても、その借家について基準となる家賃は月五十圓である。

(地代・家賃についてだけ特に昨年八月四日を基準としたことは、
とついては、十月十一日號の「週報」に大體の事情を述べてある)

(ロ) (イ)に該當しない場合に於て、昭和十三年八月五日以後本令施行前に地代又は家賃が新らしく定められた地代又は借家については、同日以後の最初の地代又は家賃。(第三條第三號)

これには二つの場合がある。第一は、昨年八月五日以後本年十月十九日までの間に新築して他人に貸した家、又は從來自分で使用してゐた家を他人に貸したもの、或ひは從來建物敷地として自用に供してゐた土地、又は從來農耕用地等建物所有を目的としない貸地であった土地を建物所有を目的とする貸地とするやうになつたもの等の場合であり、第二は、昨年八月三日以前には他人に貸してゐた家屋・土地(建物所有の目的)のが、昨年八月四日にはだまく空家・空地であつて八月五日以後本年十月十九日までの間に又はそれと他人が質借した場合である。昨年八月四日には他人が借りてゐた家が、その後一時空家となつて、本年十月十九日までに再び他人が質借した場合には(イ)に該當するのである。

(ロ)の借地借家については、昨年八月五日以後の最

初の地代又は家賃が最高額となる。従つて例へば、昨年九月一日に新築竣工した家をその月の十五日から月三十圓の家賃で貸してゐたのを本年八月から三十五圓に値上してきてゐる場合に於てもこの借家については月三十圓が家賃の最高額となるのである。

この過去の基準によつて最高額の定まる場合、基準となる日の地代・家賃は契約書又は領收書等で大體明瞭することと思ふが、貸借兩当事者の變更その他の事情によつて事實これがどうしても不明であるとすれば、そのときは現在判明してゐる昨年八月五日以後に於ける最初の地代又は家賃を以て最高額とする。現在判明してゐるものよりも更に昨年八月五日近い日の地代・家賃が今後判明したときは、その後は當然これに依ることとなる。又上述した基準となる日以後増築又は改築をして借家の價値、效用を増した爲めに家賃を割り下したものについては、その工事の竣工後最初に定めた家賃を最高額とする。

次に本令施行の日、即ち本年十一月二十日現在に於てとの最高額を超えて地代・家賃を定めてゐるものはどうぞ

るか。これ等の借地、借家については、裁判、裁判上の和解、借地、借家調停法に依る調停の形に於て認められた場合を除いて(第十四條)貸主は、昭和十四年十一月一日以後の分についてその最高額以内に回復しなければならぬ(第十條)。このための契約變更の手續は昭和十四年十一月三十日までに行はねばならない(施行規則第四條)。十一月一日以後三十日までの間に回復のため必要な手續を行ふ場合も、十一月一日以後の分から回復の效力を生ずるものとせねばならぬことは勿論である。但し十一月三十日までに後述の地方長官の許可を受けければ、その許可を受けた額に改めればよいのである。

(2) 今後定められる地代・家賃を以て基準とするもの
①に該當しない場合に於て本令施行後に地代又は家賃が出来た借地又は借家については、本令施行後に於ける最初の地代又は家賃。(第三條第三號)

これは本令施行後新築した貸家・從來自用に供してゐた家を本令施行後貸家とした場合、又は從來建物所有以外の目的例へば農耕地として貸してゐた土地を本令施行

後建物所有の目的の貸地とした場合等の借地・借家である。本令施行の日に他人に貸してゐない土地・家屋を本令施行後他人に貸す場合も、それが昨年の八月四日又はその後本令施行までの間に於て他人に貸した(土地については建物所有の目的)ことのあるものでだまく本令施行の日に空地・空家であるに過ぎないならば、それは(1)(イ)か(ロ)か、のいづれかに該當するもので、この(2)には該當しない。

これ等の借地・借家については、本令施行後の最初の地代・家賃が最高額である。換言すれば當事者の定める所に委されてゐるのであつて、たゞ一度定まつた後は貸主は後述の事由ある場合に地方長官の許可を受けたときの外、これを増額して定めることはできないのである。

三 地代・家賃の最高額の修正

(2)で述べたやうに、各借地・借家について地代・家賃の最高額が定まるのであるが、事情によつてはこの修正を認めねばならぬこともある。この最高額の増額の許可に

ついては第三條但書に於て、反対にこの最高額の減額の命令については第四條に大々規定が設けられてゐる。

(1) 増額の許可

各借地・借家について、前述のやうに定まつてゐる地代・家賃の最高額の修正は、本令の趣旨から、例外を多く認むべきでないことは勿論であるが、しかし如何なる事情があつても絶対に増額を認めることも亦適當でない。従つて、厚生大臣の定める事山がある場合に地方長官の許可があつたときは、増額出来ることとなつてゐる(第三條但書)。この「事山ある場合」は施行規則第一條で次のやうに定められてゐる。

一、昭和十三年八月五日以後、當該土地又は建物に對する租税その他の公課の負擔について、著るしい増加があつたとき
二、借主が貸主の親族であつた爲め、地代・家賃の最高額が特に低額であつたとき
三、貸主が、本令施行後借家について増築又は改築を爲し、又は昭和十三年八月五日以後借地について著るしい改良工事を施行したとき

額を認むべきではないと考へられる。

第四號は當該土地・建物について各種の負擔金に代る寄附金を徵收されたとか、應召軍人の遺族、家族が借家人であつたため基準となつた日の家賃は特に安くしたものであつたとか、又は戸戸の新設その他本令の趣旨に反しない限り増額を認めざるを得ない眞に已むを得ない事由があるときは必要なる限度に於て増額を認めんとする趣旨である。

以上の場合は該當するものとして増額の許可を受けようとするときは、各道府縣令を以て定められる手續によつて地方長官に申請せねばならぬ。

(2) 減額の命令

これ等地区、家賃の最高額は又不當に非常に高い場合もある。今後新築する貸家のやうに、家賃の最高額の決定を當事者の定める所に委してゐるものについては、當事者は勿論本令の趣旨に則つてできるだけ低廉に定めることは思ふが、著しく本令に高額に定めることも無とはいへない。また過去の基準に依る地代・家賃の最高額の中にも

四、前各號に準ずる事情その他のを得ない事由があるとき命令については第四條に大々規定が設けられてゐる。

(1) 増額の許可

第一號は當該土地・建物に賦課される租税その他の道路法都市計画法等に依る各種負擔金に於て、貸主の負擔が著るしく増加した場合である。但しこれ等はいづれも直ちに全部を借地人・借家人の負担に轉嫁せしめることを認める趣旨ではなくて、たゞ著るしい増加があつて現在の地代・家賃と比較して、その幾分の轉嫁を認めることが適當であると認められる場合にだけ、或る程度の増額を許可しようといふ趣旨である。

第二號は借地人・借家人が地主・家主の親族、雇人であつた等、特別の關係があつたため基準とされた日の地代・家賃が特に低額で普通の定めと認められない場合である。

第三號は借家の増築・改築又は借地の下水工事、地盛り等に於て著るしい改良工事を施行して、當該借地・借家の價値を増した場合のことである。修繕工事は大規模のものであつてもそれはあくまでその所有者の自己の財産の保全行為に過ぎないから、趣旨としては之を理由に増額とした。

少部分の増築・又は極く些少の改築に對して不釣合に家賃を増額したもの、又は昨年八月五日以後定めた地代・家賃で八月四日に於ける附近の同種又は類似の借地・借家の普通の地代・家賃に比して著るしく不當に高額なものもある。これ等のものに對しては適當な程度に減額を命じることとして地方長官にその權能を與へた(第四條)。昨年八月四日に於ける地代・家賃の中にも、相當に不當なものがあるかも知れない。しかしこの修正は次の段階に於ける問題として、應急的措置に關する本令では昨年八月四日に於ける地代・家賃については減額を命じないことをとした。

なほ地方長官がこの増額の許可及び減額の命令を行はうとするときは、常に地代・家賃審査會の議を經ねばならないことになつてゐる(第五條)。

四 地代・家賃以外の條件の統制

借地・借家の契約には、地代・家賃以外に種々の條件が伴ふ。これ等の中、敷金・修繕費の負擔、壘建具その他

の造作に要する費用の負擔 地代又は家賃の支拂條件及
び借主の貸主に給付する権利金その他の財産上の利益
に關する條件(施行規則第三條)は質的には廣義の地代・
家賃に包含されると認むべきもので、地代・家賃の額の決
定に密接な關係があるのである。従つてこれ等の條件
を無統制のまゝに置いては、地代・家賃を統制してもこれ
等の條件に於て借地人・借家人の負擔を増加せしめられ
て、結局地代・家賃の統制が完全にその目的を達し得ない
處があるから、これ等の條件にも同様な統制を加へる
必要がある。故に以上に述べた所はすべてこれ等の條件
について準用することとされた(第八條及び第十三條)。

月四日當時の狀態に因るに在り、何處も、達作の費用の負擔も同様で、例へば昨年八月四日に全部貸主の負擔であつた借地・借家については今後これを借主の負擔に變更することが出來ない。現在既に全部又は一部を借主の負擔に變更してゐる場合には、本年十一月一日以後はこれを全部貸主の負擔に戻さねばならない。

て、結局地代・家賃の統制が完全にその目的を達し得ない虞れがあるから、これ等の條件にも同様な統制を加へる必要がある。故に以上に述べた所はすべてこれ等の條件について準用することとされた(第八條及び第十三條)。

従つて、例へば昨年八月四日に或る借家の契約で敷金の定めのなかつたとき・又は家賃一ヶ月分の敷金であつたものは、今後は前に述べたやうな事由によつて地方長官の許可を受けた場合の外は、新たに敷金を定めてこれを徴収することも又家賃一ヶ月分を超えて敷金を定めることも出来ない。本令施行の日にこれに違反したやうな状態にあるものは、貸主は本年十一月三十日までに昨年八

拂條件及び借地人・借家人が地主・家主に給付することあるべき権利金、その他の財産上の利益の給付に關する條件の凡てについても以上述べた趣旨に従つて解釋しなければならない。

卷之三

で英貨はこの要件を充たして居ると認められてゐましたので、日本の通貨は英貨をその専門外貨として來たのであります。

政府は去る十月二十四日從來米貨に置いたる爲替基準を今後は米貨に置くことに方針を決定し、之を中外に聲明するとともに爲替銀行も亦この方針に順應して從來の爲替相場協定を變更し對米二十三弗十六分の七を基準とする爲替相場の協定を爲し翌二十五日からこれを實施して居ります。

爲替基準を或る他の國の通貨に置くことの方針の決定と准寺の爲めの不動の安定を持續し本邦戰時經濟の運行に當つて非常に貢獻して來たのであります。

わが國の對外貿易は從來英貨に基盤を置き邦貨一圓に對し英貨一志¹二片の相場に維持安定されて來たのであります。が、この一志三片がはつきり爲替相場の水準となつて來たのは昭和九年後半の頃からであり、更にこの相場水準の維持が國家の政策として比較的明瞭となつたのは昭和十二年頃で、貿易外取引に於てその通貨を使用する國と方法で、一國の通貨の對外價値の基準を他の國の通貨に求める場合には其の對象となる通貨(例へば、わが國の場合ではこれまでに英貨、今度は米貨)は比較的安定し且つ自由なる國際決済通貨であることと、對外貿易や

とが出来るのであります。

ところが八月下旬、ボーランド問題を経て

つて歐洲情勢の緊迫、次いで英佛の宣戦と

なりその爲めに英貨の低落動搖が激しく、

その結果はこれ迄安定を續けて來た英米ク

ロスも大動搖を示し四両六八仙毫から一時

は三両八二仙に逆急落しました。從つて英

米クロスによつて裁定される邦貨の対米相

場も動搖低落を餘儀なくされるやうになつ

たのであります。

一方英國は參戰の翌々九月五日には全面

的爲替管理を實施し對外爲替相場を決定し

對米賃四両〇二仙、貢四両〇六仙(九月十

四日更に四両〇四仙に變更)としました。

そこで英貨はこゝに一應の安定點を得、暫

らくはこの状態を持續するものと見られて

ゐましたが、その後もニューヨーク市場の對

英相場は尙ほ浮動し、その前途は尙ほ不確

わざと戰局の如何に依つて更に不安が

拡大するものと一般に觀測されて來たので

あります。

又一方わが國の海外爲替決済は從來主と

してヤンドンとニューヨークの兩中心地で

行はれて居り、從つて英米間の爲替資金移

動が圓滑に行はれるといふことがわが國の

爲替操作上極めて必要な事なのであります。

ところが英國は戰局の長期化に備へて、

爲替操作上考慮を要す

こととなり、從來のやうにヤンドンを國

際決済の中心地となし、英貨を國際決済通

用な制限を加へるやうになりました。茲に

わが國としては爲替資金操作上考慮を要す

こととなり、從來のやうにヤンドンを國

際決済の中心地となし、英貨を國際決済通

用と見ることは困難な状態に陥つたのであ

ります。

從來英貨に邦貨の對外爲替相場の基準を

置いて來たのは前にも述べたやうに英貨が

比較的價値の安定した通貨であると同時

に、自由な國際決済通貨であり、また日本

の對外取引が莫宗通貨國に關係が深いとい

ふ所にあつたのですが、今や英貨は右のや

うに著るしく安定性を缺きました封鎖通貨と

ならうとしてゐるのであつて、茲に爲替基

地を英貨に置く主なる意義は全く失はれた

のであります。

こんな次第で日本の通貨の爲替基準につ

いて、英貨を離れた新たに對象とする通貨

を見出さねばならぬ事態に立至つたのであ

りますが、現在のわが國對外取引の實情を

見ますと、貿易に於ても貿易外に於ても英

系通貨の國よりも米系通貨の國に對する關

係の方が密接であり、この傾向は今後も持

続されるものと考へられ、他面爲替資金の

操作の上からもロンドン市場の使用が困難

になります。

従來英貨に邦貨の對外爲替相場の基準を

置いて來たのは前にも述べたやうに英貨が

比較的價値の安定した通貨であると同時

に、自由な國際決済通貨であり、また日本

の對外取引が莫宗通貨國に關係が深いとい

ふ所にあつたのですが、今や英貨は右のや

うに著るしく安定性を缺きました封鎖通貨と

ならうとしてゐるのであつて、茲に爲替基

地を英貨に置く主なる意義は全く失はれた

のであります。

こんな次第で日本の通貨の爲替基準につ

いて、英貨を離れた新たに對象とする通貨

を見出さねばならぬ事態に立至つたのであ

りますが、現在のわが國對外取引の實情を

見ますと、貿易に於ても貿易外に於ても英

系通貨の國よりも米系通貨の國に對する關

係の方が密接であり、この傾向は今後も持

続されるものと考へられ、他面爲替資金の

操作の上からもロンドン市場の使用が困難

になります。

従來英貨に邦貨の對外爲替相場の基準を

置いて來たのは前にも述べたやうに英貨が

比較的價値の安定した通貨であると同時

に、自由な國際決済通貨であり、また日本

の對外取引が莫宗通貨國に關係が深いとい

ふ所にあつたのですが、今や英貨は右のや

うに著るしく安定性を缺きました封鎖通貨と

ならうとしてゐるのであつて、茲に爲替基

地を英貨に置く主なる意義は全く失はれた

のであります。

の米貨に邦貨の爲替基準を置くことがこの
際に到達したのであります。

爲替基準を米貨に變更するに當つて邦貨
の對米相場をどんな點に定めるかに付いて
は、對外貿易その他に及ぼす影響を考慮し
現狀に變更を與へることを避け、九月二十
八日以來持續して來た對米電賃二十三両
十六分の七の相場を探り之をわが國の爲替
相場の基準としたのであります。

銀行がこの電賃を賣る値段が電信費の費用
です。

その結果今後はわが國の爲替相場は不安
定な英貨を離れ、自山で且つ安定してゐる
米貨に基準を置き對米二十三両十六分の七
の相場に安定せられることになつたのであ
ります。之に依つてわが國の對外取引の中
で最も重要な部分を占めてゐる米系通貨

要するに今回の英

十一月一日號が
出来ました

週一報

寫眞

十一月一日號が

出来ました

週一報

写眞

十一月一日號が

出来ました

週一報

写



トルコを繞る英佛ソ

外務省 情報部

トルコ政府に有效的に協力し出来る限りの援助を與ふべし。

去年の十月にはドイツとの貿易協定を結び、今年に入り五月には英國と相互援助協定締結の諒解を行ひ、引きつゞいて六月にフランスとも同様の諒解を遂げたトルコは、歐洲政局の悪化と共にその立場はとみに重要性を増し、列強から引張り風となり、最近はソ聯との交渉が行はれてゐたが、去る十月十九日に至り遂に英佛との三国相互援助協定を成立せしめることとなつた。

トルコの首都アンカラにおいて調印された英佛土三國相互援助協定の内容は、次の通りである。
第一條 トルコが歐洲の一國より侵略せられた結果、トルコが當該國と戦争を開くに至りたる場合は、英佛兩國政府はト

第三條 英佛兩國がそれゝ四月十三日になしたる聲明により、ギリシャ及びルーマニアに與へたる保障が有效なる限り、英佛兩國が前記兩國の爲めに戦争状態に入りたる場合には、各締約國は其の合意に基づくにあらざれば休戦又は媾和條約を締結し得ず。

第八條 本條約締約國が本條約履行の結果として戦争に入りたる場合には、各締約國は其の合意に基づくにあらざれば休戦又は媾和條約を締結し得ず。

第九條 本條約は批准を必要とし、批准書は出來得る限り速かにアンカラ(トルコ當局)に寄託せられるべし。

本條約は批准書托付の日を以て效力を發生するものとす。本條約の有效期限は十五年とす。

但し、締約國の一國が他の二國に對して期間満了の六ヶ月前に其の終結の意思を通告せざる場合には、本條約の有效期間は更に五年延長せらるべきものとす。

本條約は署名調印の時よりトルコの

の援助を與ふべし。

第四條 歐洲の一國より英佛兩國の何れかに加へられたる侵略の結果、英佛兩國が其の國と戦闘行為に入り、且、本條約

第二條 第三條が適用さるべき特別規定なき場合においては、締約國は直ちに相互に協議すべきものとす。但し、何れの場合に於いてもトルコは専くとも英佛兩國に對して好意的中立を守るべきことを約す。

第五條 第三條の規定に該當せざる左の如き場合に於ても、締約國は相互に協議し有效なりと思惟せらるゝ共同の方策を議すべし。

(イ) 歐洲の一國に對し他の一國が侵略行為をなし、締約國中の一國が當該國との諒解に基づき、侵略に對し同國の獨立と中立を維持する爲め支援を與へ居たる場合。

(ロ) 歐洲の一國に對てなされ、且つ斯かる行爲が締約國中の一國に依つて自國の安全に對する脅威なりと想推せられたる場合。

第六條 本條約は如何なる特定國家をも目標とするものにあらず、侵略に對抗する必要生じたる場合、英佛土三國の

英佛土三國全權は、各國政府は本條約が署名調印の時より效力を發することに同意することを宣言するものなり。

附屬議定書

二

本條約の署名調印に際し、各全權は本條約によりトルコの

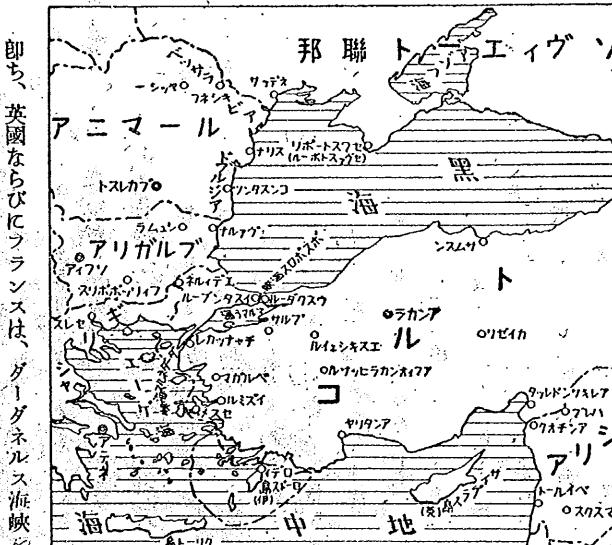
負へる義務は、トルコをしてソ聯との武裝紛争に入ることを強制し得るものにあらざることに同意す。

二

今次戦争勃發以來、トルコの去就が重視されてゐたが、それはトルコの地理的情勢から見て當然のことであり、地中海と黒海とを結ぶダーダネルス、ボスボラス兩海峡を扼しかつ歐洲からアジアに至る陸路の要衝を占め、その一進一退は近接するギリシャ、ルーマニア、ユーローラシア、ブルガリア等に直接の影響を及ぼし、又、トルコは永らく回教の宗主國であつた關係から、イラク、イラン、アフガニスタン等の回教諸國、及びインドの回教徒に對しても重要な立場におかれてゐるからである。

そして、トルコの兩海峡問題こそは英ソ交渉の進行を阻んだ要因と見なされ、例へば去る五月上旬アンカラに於て行はれた英ソ兩國の對土交渉の如く、時を同じくして行はながら、しかもその獨伊包圍陣に對するトルコ抱き込みの意圖に於ては重大な相違を示し、特にダーダ

ネルス海峡に對する英ソ兩國の要求は到底一致を豫想できなかつた。



42

即ち、英國ならびにフランスは、ダーダネルス海峡の無

條件解放を要求したのに對し、ソ聯は第三國軍艦を無制

限に海峡を通過させることには傳統的に反対であり、その

黒海政策からルーマニアやトルコとは廣範囲な協力を希望しながらも、黒海問題に對する英國の直接介入には絶

對反対の態度を持し、たゞトルコが地中海問題に於ての

み英國と協力するよう要求してゐた。従つて、英ソの對

土外交折衝においてソ聯は地中海問題と黒海問題を

別個に處理するやうにつとめ、英國は地中海と黒海とを一體として處理するやうにつとめたのであつた。

その後、英ソのトルコ引込み工作は躍起となつて行は

れ、一時はソ土協定の成立を豫想されるに至つたが、ソ

聯政府がトルコ政府に對し、ボーランド分割の承認、ソ

聯の指導下にバルカン中立ブロック結成、ソ聯及びブル

ガリアの利益に於てルーマニアを事實上分割すると云

ふ苛烈な要求を認めさせようとしたため、ソ土會談は遂

に決裂し、トルコはこゝに、かねてそれゞ、英佛との

間に締約してゐた提携を強化し、英佛土三國相互援助協

定の調印へと進んだのであつた。

三

今次協定成立に對し、英國側の新聞は英佛外交の勝利と説き、次のやうな論調を示してゐる。

ダーダネルス海峡の管理國としてトルコの地位は重要であり、本條約がバルカン地方の安定と地中海の平和確保に資する處は甚大といふ事が出來よう。ソ聯が若しバルカン地方の現狀維持を企圖するものならば、本條約に對し何ら異議はない筈である。ソ聯はトルコに對し、トルコの對英佛への義務の否認を追つたがトルコはそれを拒絕した。順當に行けば英佛によりトルコが對ソ戰争を行ふ義務を免除されてゐる點は注目價ひするもので、情勢如何によつては本條約の死活がソ聯の意図によつて決せられる羽目となるかも知れないが、英國としてはソ土兩國間の友好關係存續を歎迎するものである。

以上のやうに英國及びフランスは今次三國相互援助

43

協定においてトルコの對ソ戰爭義務を免除することにより、ソ土友好關係の持続をはかると共に、本條約締結による效果をひたすら對獨威壓ならびに對伊牽制に集中しつゝあるやうである。

一方、ソ聯の見解としては、イズヴァエスチャ紙の社説が次の通りに論じてゐる。

英佛士協定は英佛が交戦國となつた今日、特別の意義を有する。英佛はトルコと協定を結ぶと同時にソ土間にも相互接助條約を締めしめ、もつてソ聯をしてドイツ及び地中海に於ける英佛の假想敵に對抗せしめ、かつ獨ソ兩國の離間を企てるものであるが、ソ聯の歎する態度により、その英佛側の計畫は失敗に終つた。

そして今次條約の成立によりソ聯は何ら痛痒を感じずと稱してはゐるが、地中海に新たな勢力均衡が發生したこととは認めざるを得なかつたやうである。

次にドイツ側の英佛士協定成立に関する見解として、去年七月仮想經濟相をトルコへ派遣し、一億五千萬マークのクレジット供與を行つて以來、バーベン大使

をして對土提携強化の交渉を行はせてゐたが遂に奏效せず、そのために不快の念をもつて見てゐることは當然であり、その新聞論調を綜合すれば次の通りとなつてゐる。

本條約はドイツを対象とする事は明白で、トルコはその傳統的な親獨政策を棄てたものである。そして英佛の眞の目的はバルカン地方、地中海、ダーダネルス海峽、黒海に於ける平和の保障にあらずして、機會を観ひ戰争をそれらの地域に擴張せんと、その方便としてトルコを利用せんとするものである。

しかししながら、それら地域に於ける平和の維持は、ドイツにとり軍事上は勿論、英國の經濟封鎖を防禦する立場からいへば絶対に必要である。しかも本條約の附屬議定書においてトルコの對ソ戰爭義務の免除を行うことが規定されてゐるが、それを以てソ聯のそれら地域に於ける利益を維持することは不可能であり、且つ獨伊ソ三國はそれら地域の平和維持につき完全に利害の一致を見て居り、從つて英佛士三國協定の成立は結果的に於て獨伊ソ三國關係の連帶性を強化するものである。

なほイタリアは英佛士協定に關し、政府機關ジョル

ナーレ・ディイタリア紙上に、ガイダ主筆の社説によつて

次の如く闇破した。

トルコはバルカンの向背に關し一種の指導的立場を探らうとする形勢を示してゐるが、イタリアの同意なくして如何なる國家もバルカンに於て何事も爲し得ず、又計畫することも出來ない。イタリアは今回成立した英佛士協定を重大視してはあるが、それによつてイタリアの勢力が影響を受けるとも考へてゐない。

しかしながらイタリアは、獨ソ同盟の成立及びソ聯のボーランド進出により、自國のバルカン地方に對する勢力を維持伸張につき、すでにある種の不安を感じて來てゐる事も否まず、今次三國協定成立の結果、イタリアの地中海制御の達成を阻止つゝある英佛兩國が、地中海沿岸諸國に對して發言權を増大したことも、強ち否定出來ないのである。即ちイタリアとしては、三國協定の成立により、さしあたりソ聯勢力の西漸を中絶される安堵と共に、地中海に於ける英佛勢力の壓迫を感じざる

を得なくなつたのである。

×
×

以上の通り、今次英佛士三國相互援助協定の成立は、ソ聯の勢力がバルカン及び地中海方面へ進出するのを少くとも一時的には防止することとなり、またドイツの勢力が陸路により近東諸國に進出しようとするのを途中で中斷することとなり、同時にまたイタリアの警戒的不參戰の必要を強めるに至り、獨ソ同盟の實現によつて大きな黒星を與へられた英佛外交として久しぶりの勝利を叫ばしめたものである。

そして、すでに三國協定の成立後程なく英佛はトルコに對し六千萬磅(約十億五千萬圓)のクレジットを供與したと傳へられ、次いでトルコを盟主とするバルカン協商ニア、ギリシャの四ヶ國間に成立したもので、バルカ

の現狀維持及び相互國境保障を約する強化とバルカニア、ダニューブ沿岸諸國の中立ブロック結成への影響が見受けられるのである。

精動の貞

の實踐を求めるとする
もので、この次官會議
ではまた監督贈答問題
をとりあげ、

(一) 積極性を強調するものである。實施事項として左の如く決定した。
(二) 米を尊重する觀念の徹底
混砂搗精の廢止
白米食の廢止。七分搗米(胚芽殘存)

經濟戰強調運動と

單日食料不實足。」

強力日本建設のために一段と綜合國
充實發揮を期すべく、今回「經濟戰
略」

運動」と「戰時食糧充實運動」を力強
開することになり、十月二十六日の
との

會議に於てその要綱と方策とを決定

間、外に至り、経済の活性化が、
策への全面的協力、公私生活の刷新、
時務達成への努力等を強調して國民
はな

卷之三

文部省推薦圖書紹介

高空講座（下巻）（朝日新聞社編）本書に推薦された朝日航空講座（上巻）の姉である。執筆者は斯界の第一戦に活躍

る人々であるから内容も正確且つ新
しいもので、航空機學、海軍航空、航
空醫學、航空糧食、グラайд
等、三四種類の書籍が出版された。

設、防空法、航空文學の諸篇からな
般人の航空意識を培ふ上に好個なもの
前編三六六頁、後編二四、卷四一四五、五〇五頁

を相手として世界各國のトンネルの書いたもので、古代のペビロンのトンネル最新式の近代のトンネルに至るま

深いものを取上げて、平易に説いたもの
我が國の丹那トンネル等についても述
り、トンネルに関する科學的な讀み物

の少女(小泉荷枝著) 本書は滿洲新む日本の「官吏の妻である著者か、の少女の排日思想を導き、滿洲國等を活用して、日本と中國の関係を變と

たる民族協和を理解させ、延いては

卷之三

卷之三

うな苦心の體験録である。著者自身の體験した貴重な悩みと獻身的な努力の宣撫圖書だより
録を興味深い物語の形式で書いてあつて今後の大陸處置への貴重な示唆を與へるもの
であり時節がら好個な讀物である。(西六期二三四頁 定價五錢送付金庫發行新嘉坡町四
月刊滿洲社)

露光量違いにより重複撮影

官廳編纂圖書 (錄抄)

内閣恩給局編纂 恩給法關係法令集 定價・三五 送料・〇六

陸軍省編纂 帝國及列國の陸軍 昭和十四年版 定價・一〇 送料・〇三

陸軍省情報部編纂 國家總力戰の戰士に告ぐ 定價・一〇 送料・〇三

軍事省海軍編纂 東亞新秩序の建設と帝國海軍 定價・一〇 送料・〇三

文部省編纂 國體の本義解説叢書 定價・一〇 送料・〇三

教育局編纂 國體の本義解説叢書 定價・一〇 送料・〇三

各冊 定價・一〇 送料・〇三

物價局編纂 物價統制の大綱 定價・〇八 送料・〇三

物價統制實施要綱 定價・一三 送料・〇三

重要物資の配給統制 定價・一五 送料・〇六

臨時物資調査局編纂 重要物資の配給統制 定價・一〇〇 送料・一〇

傷兵保護院編纂 傷痍軍人保護關係例規 定價・一〇〇 送料・一〇

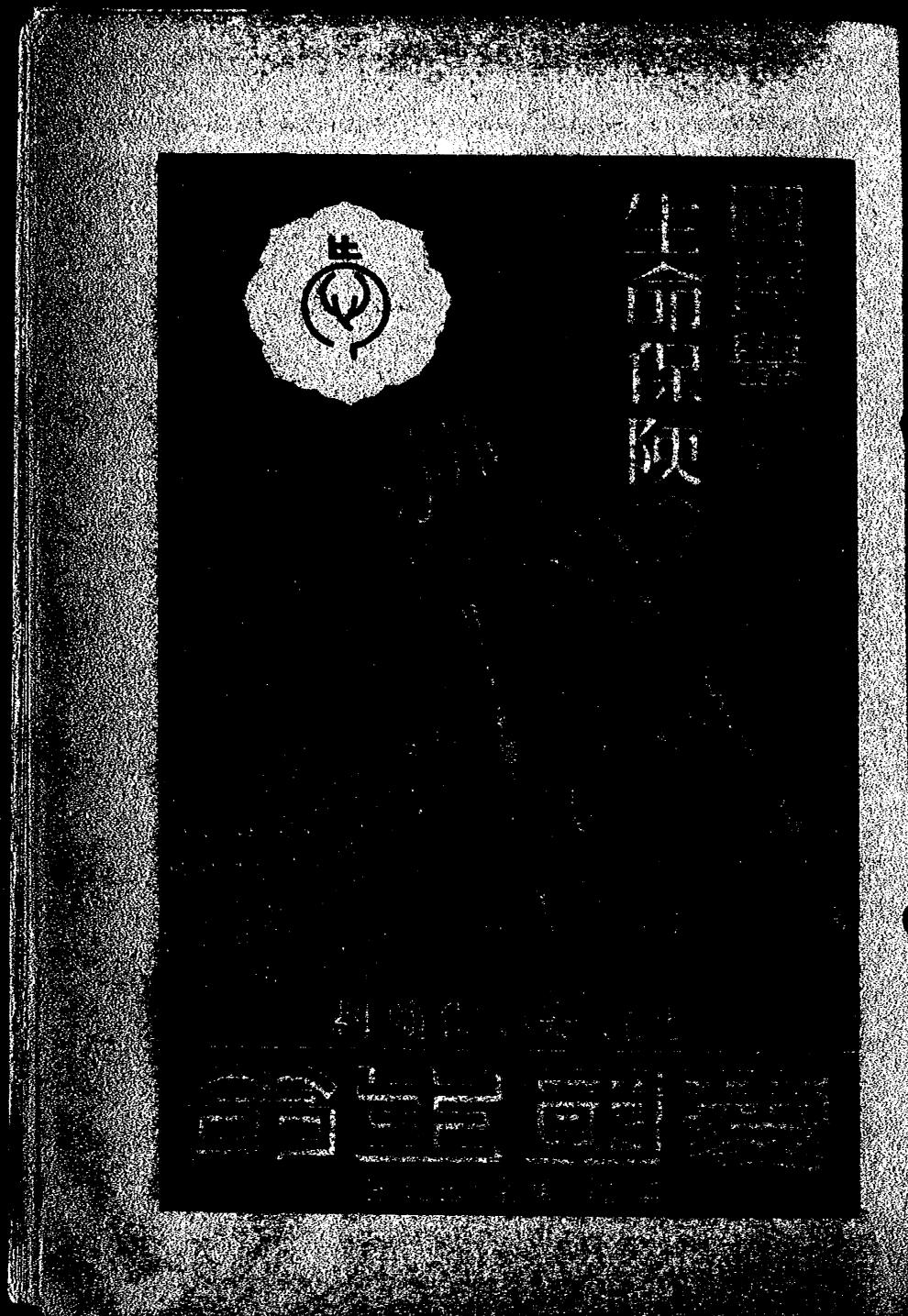
国體の精神、明治以後詔勅謹解、我が風土・國民性と文學、我が國體に於ける和、我が國憲法と臣民の翼賛、日本の美術

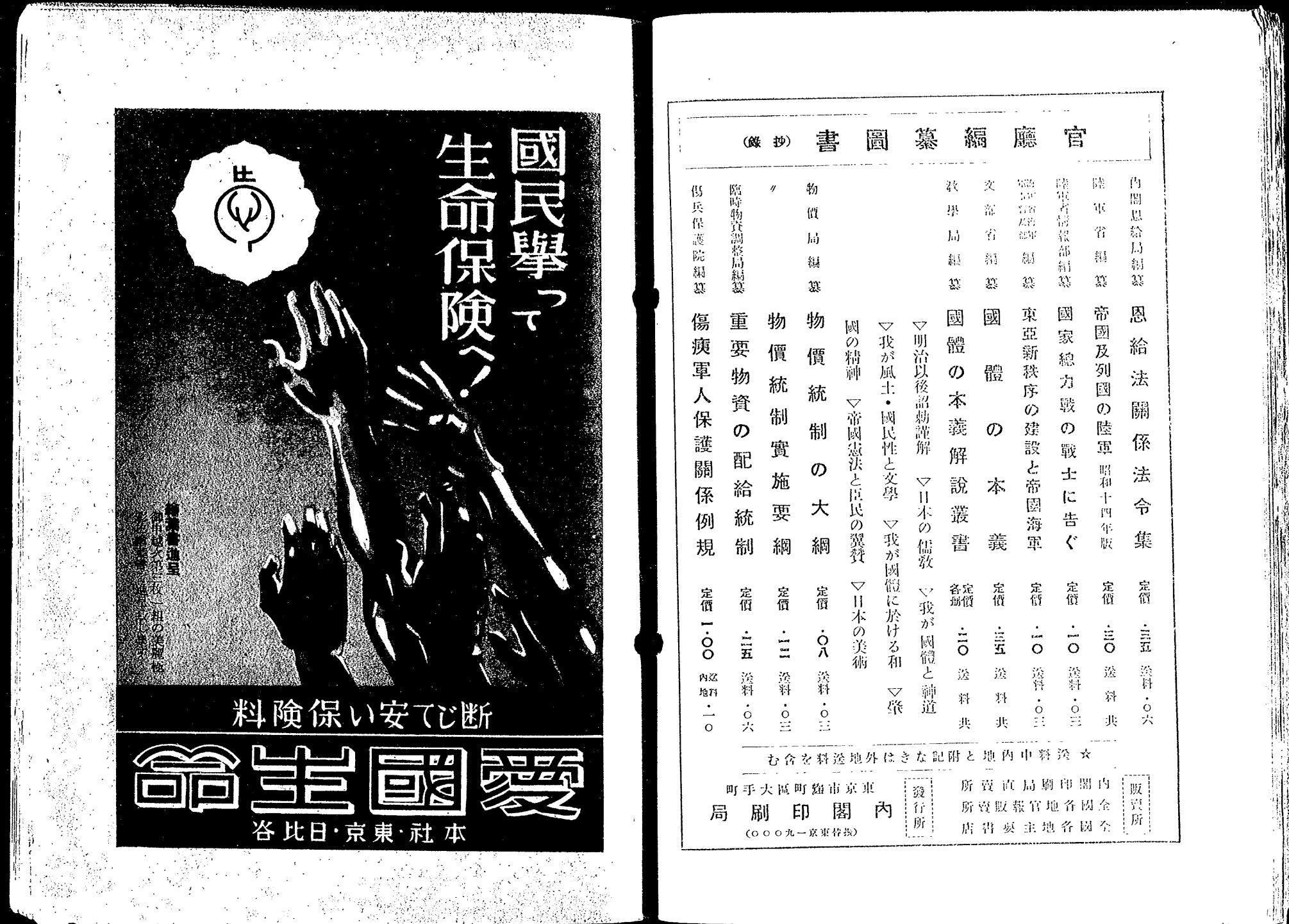
内閣直轄局刷印所販賣所、内閣直報官主地各店、内閣書畫要覽

販賣所發行所

手町東京市大區町手 (00091京東替換)

む含を料送地外はきな記附と地内中料送★



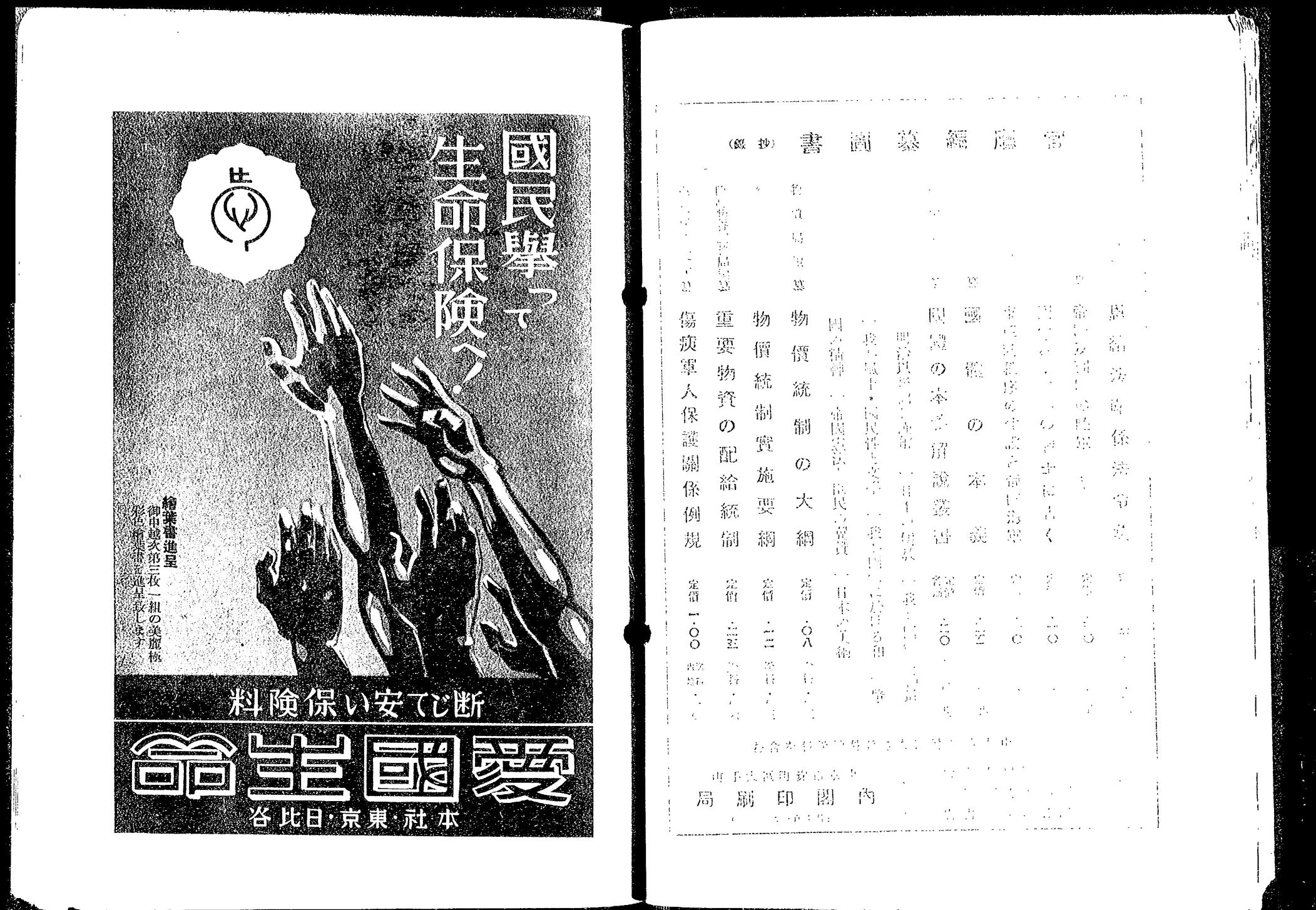


(錄抄)	
陸軍省編纂 恩給法關係法令集	定價・三五 漢料・六
陸軍省情報部編纂 國家總力戰の戰士に告ぐ	定價・一〇 漢料・三
文部省編纂 東亞新秩序の建設と帝國海軍	定價・一〇 漢料・三
教學局編纂 國體の本義解說叢書	定價・三五 漢料・三
物價局編纂 物價統制の大綱	定價・八 漢料・三
物價統制實施要綱	定價・二三 漢料・三
臨時物資調整局編纂 重要物資の配給統制	定價・三五 漢料・六
傷兵保護院編纂 傷痍軍人保護關係例規	定價一〇〇 内地・一〇 内地・一〇

内閣印刷局販賣所

(○○○九一京東皆抜)

露光量違いにより重複撮影



諸光量違一より重複撮影

ପ୍ରକାଶନ କମିଶନ ଅଧୀକ୍ଷତା
ଦ୍ୱାରା ଉପରେ ଲଙ୍ଘନ କରାଯାଇଛି

週報

八月一日 號

歐洲戦争と印度の動向

國際放送宣傳戰は
如何に戦はれつゝあるか

—會社職員給與臨時措置令の解説—

五錢

第一六〇號

昭和十四年八月一日
毎週一回水曜日發行

内閣印刷局印刷發行

(判別A51格規定國はさ大の書本)

登録商標

ペークライト

積層品 成型品 成型粉末
塗料 油溶性 レジン…

金属其他の不足物資をペークライト
製品によつて代替し、その恒久化を
圖り新時代に適應する企畫を御立て
下さい。使用個所に依つては不足物
資以上の優秀な性能を發揮します。

(説明書進呈)

日本ペークライト株式會社

本社 東京市日本橋區室町二ノ二
營業所 東京市赤坂區溜池十三

